様式第３号（第１３条関係）

会議録

<table>
<tr><td>会議の名称</td><td colspan="2">令和８年度第１回朝霞市都市計画審議会</td></tr>
<tr><td>開催日時</td><td colspan="2">令和８年７月２８日（火）午後２時００分から午後４時３０分まで</td></tr>
<tr><td>開催場所</td><td colspan="2">朝霞市民会館（ゆめぱれす）　会議室（２０１）</td></tr>
<tr><td>出席者の職・氏名</td><td colspan="2">委員１４名
須永会長、前田委員、松村委員、高橋（隆）委員、星野委員、六平委員、田中委員、髙堀委員、田原委員、駒牧委員、ごん委員、田辺委員、浪江委員、房野委員
臨時委員５名
大貫委員、鈴木委員、森部委員、神谷委員、髙橋（邦）委員
事務局１４名
山﨑都市建設部長、塩味審議監兼都市建設部次長兼まちづくり推進課長、深澤都市建設部次長兼道路整備課長、七里みどり公園課長、持田開発建築課長、古瀬まちづくり推進課主幹兼課長補佐、石﨑政策企画課政策企画係長、百瀬まちづくり推進課都市計画係長、木田まちづくり推進課都市計画係主査、福崎まちづくり推進課都市計画係主任、伊藤みどり公園課みどり公園係主事、大里まちづくり推進課ウォーカブル推進係主事、鎌田みどり公園課みどり公園係主事、吉田まちづくり推進課都市計画係主事</td></tr>
<tr><td>欠席者の職・氏名</td><td colspan="2">欠席委員５名
葭原委員、佐藤委員、松尾委員、小嶋委員、寺川委員</td></tr>
<tr><td>議題</td><td colspan="2">１　議題
・議案第１号　朝霞市都市計画マスタープランの策定について
・議案第２号　朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）
２　その他（報告事項）
・報告事項第１号　朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）</td></tr>
<tr><td>会議資料</td><td colspan="2">・令和８年度第１回朝霞市都市計画審議会　次第
・議案第１号　朝霞市都市計画マスタープランの策定について
資料１　５つの地域の違いの整理＜都市マス本編への整理イメージ＞
資料２　評価指標の設定について
資料３　評価指標の設定理由
資料４　第５章の構成案
資料５　策定までのスケジュール（案）
参考資料１　【調整会議後に修正した資料案】に対するご意見とその対応
参考資料２　調整会議当日資料に対するご意見とその対応
・議案第２号　朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）
・報告事項第１号　朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">会議録の作成方針</td><td colspan="2">■電磁的記録から文書に書き起こした全文記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">□電磁的記録から文書に書き起こした要点記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">□要点記録</td></tr>
<tr><td colspan="2">□電磁的記録での保管（保存年限　　年）</td></tr>
<tr><td>電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間</td><td>■会議録の確認後消去
□会議録の確認後　か月</td></tr>
<tr><td colspan="2">会議録の確認方法　委員全員による確認</td></tr>
<tr><td>傍聴者の数</td><td colspan="2">１名</td></tr>
<tr><td>その他の必要事項</td><td colspan="2">なし</td></tr>
</table>

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎１　開会

○事務局・百瀬まちづくり推進課都市計画係長

それでは、定刻となりましたので、ただいまから令和８年度第１回朝霞市都市計画審議会を開催いたします。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

まず、始めに申し上げます。本日の審議会につきましては、議事録作成のため、録音をさせていただいておりますことを御了承ください。また、合わせまして、発言の際には指名をされてからマイクをお渡しいたしますので、マイクをオンにして御発言いただきますよう御協力をお願いいたします。

本日、「朝霞市都市計画マスタープランの策定について」を審議する際に、臨時委員の皆様にも御参加いただいておりますので、御報告させていただきます。なお、臨時委員の皆様におかれましては、御審議いただく議題は、議案第１号のみとなってございます。議案第１号の審議が終わりましたら、席の御移動をお願いいたします。

続きまして、本日の出席委員でございます。臨時委員を含めて総数２４人中１９人、臨時委員を除いた総数は１４人中１４人全員の出席でございます。朝霞市都市計画審議会条例第６条に定める開催の定足数を満たしていることを御報告申し上げます。臨時委員の葭原委員、佐藤委員、松尾委員、小嶋委員、寺川委員におかれましては、事前に所用のため欠席ということの御連絡は事務局の方に頂いております。

続きまして、傍聴者についてでございます。会長に事前に報告した上で、傍聴者の方には事前に入室していただいております。この後の時間でもですね、傍聴の方がいらっしゃれば、事務局の方で順次御案内して傍聴席の方に着いていただくというふうな取扱いをさせていただきますので、こちらもあらかじめ御了承お願いいたします。

それでは、審議会の開会に当たりまして、都市建設部長の山﨑から御挨拶を申し上げます。

◎２　挨拶

○事務局・山﨑都市建設部長

皆さん、こんにちは。朝霞市都市建設部長の山﨑と申します。

本日は、令和８年度第１回朝霞市都市計画審議会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、平素より本市の都市計画行政に御協力をいただいておりますことについて、重ねて

御礼申し上げます。

本日の審議会におきましては、議案が２件、報告事項が１件ございます。議案第１号は、「朝霞市都市計画マスタープランの策定について」でございます。臨時委員の皆様の御参加の下、五つの地域の違いの整理、また、評価指標の案について説明させていただきます。前回の調整会議以降、委員の皆様と様々な意見交換をさせていただいたところです。その内容を踏まえまして調整させていただいた案となっておりますので、御確認のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

また、議案第２号は、「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）」についての御説明、報告事項につきましては、「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）」ということで、１件の報告をさせていただく予定でございます。

本日の審議会におきましても、委員の皆様の慎重なる御審議と、議事の円滑な進行に御協力をお願い申し上げまして、開会の挨拶とさせていただきます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局・百瀬まちづくり推進課都市計画係長

はい、ありがとうございました。

それでは、都市計画審議会条例第５条に基づきまして、会議の進行は会長が行うこととされておりますので、この先、議事の進行は須永会長にお願いしたいと存じます。

会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○須永会長

それでは皆様、改めましてこんにちは。

では、座ってお話させていただきます。

本日、令和８年度第１回の都市計画審議会ということでございます。この間の経緯で言うと、５月２９日に、先ほどお話もありましたが、調整会議があって、その後にですね、その場で出きらなかった意見も含めて、委員の皆様方、お一方お一方のところに担当の方が行かれて、いろいろ御調整をされたということで伺っております。おおむね、皆様方の御意見を反映した形で、意見を表明していただいた委員の方々にとってもこれなら良かろうというところに、ある程度着地しているということで私の方としては、認識をしているところでございます。

ですので、この本日の会議としては、基本的には、委員の皆様方が表明をしていただいた御意見どおりにこの資料が整っているのかどうか、それから、もし整っていなければ、そういうことではなくてというのをおっしゃっていただきたいですし、あとは、恐らく内容の審議については、本日がほぼ最後ということになろうかと思いますので、最後ここだけは言っておきたいというようなところも含めて、進めてまいりたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

それでは、審議に先立ちまして、本日の会議資料の確認を事務局からお願いいたします。

○事務局・百瀬まちづくり推進課都市計画係長

事務局の百瀬でございます。

本日の会議資料について確認をさせていただきます。まず、本日机の上に置かせていただいた資料がございます。こちらから確認をさせていただきます。

本日、机の上に置かせていただきました資料は、まず、会議の次第。これは、Ａ４の紙１枚のものになります。続きまして、議案第１号「朝霞市都市計画マスタープランの策定について」に関する資料といたしまして、右上に資料番号が書いてありますので、主に右上を御覧いただきながら確認をお願いいたします。一つ目のホチキス留めが、資料１「５つの地域の違いの整理」になります。次のホチキス留めが、資料２「評価指標の設定について」。次のホチキス留め、右上資料３、Ａ３の紙を折り込んだものになりますが、「評価指標の設定理由」、これが資料３になります。続いてのホチキス留めが、右上資料４「第５章の構成案」ということでございます。次が、Ａ４の紙１枚もの、横の表になります。資料５「策定までのスケジュール（案）」、続きまして、Ａ３のホチキス留めのもので、右上参考資料１「【調整会議後に修正した資料案】に対するご意見とその対応」、最後、同じく左がホチキス留め、右上が参考資料２「調整会議当日資料に対するご意見とその対応」となってございます。

事前にですね、御自宅なりメールなりで、この議案第１号に関する資料をお配りさせていただいたところですが、あれから資料の精査が進みまして、今、机の上にお配りさせていただいたものを基に、本日会議の参考資料として御覧いただきたいというふうに考えてございます。よろしくお願いいたします。

次の資料の確認になりますが、次は、議案第２号と報告事項第１号ということで、こちらは臨時委員にはお配りしていなくて、委員の１４名のみ配付となってございます。こちらは変更等ございませんので、あらかじめ配付させていただいたものの確認になります。議案第２号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）」、続きまして、報告事項第１号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）」となります。

特に、事前にお配りさせていただいて、本日、議案第２号ですとか報告第１号の資料をお持ちでない方ですとか、あと、一番最初に申し上げました、机の上に配付させていただいたもので足りないもの、本日お持ちでない方がいらっしゃいましたら、事務局で配付させていただきますので、お手を挙げていただければと思います。いかがでございましょうか。

資料をお持ちいただいたということで、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

おそろいということでございますので、会議資料の確認は以上とさせていただきます。ありがと

うございました。

○須永会長

ありがとうございます。

◎３　議題　議案第１号　朝霞市都市計画マスタープランの策定について

○須永会長

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は、御案内がありましたように、議案第１号「朝霞市都市計画マスタープランの策定について」、議案第２号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」でございます。

それでは、まず、議案第１号の資料１について、事務局から説明をお願いします。

○事務局・古瀬まちづくり推進課主幹兼課長補佐

事務局のまちづくり推進課、古瀬と申します。

それでは、着座にて失礼いたします。

まず、資料１「５つの地域の違いの整理」について御説明をいたします。お手元の資料１の１ページ目を御覧ください。

前回は、五つの地域の違いを表現するため、マトリックス形式での各地域の特徴に「○」を付ける形で整理した案をお示しいたしました。この案に対しまして、前回の調整会議では、「○」の表記について、この形式では、ポジティブなのか、ネガティブなのかが分かりづらい。「○」だけでは、方針につながる強弱や特徴との因果関係が十分に伝わらないという御意見を頂きました。その他、Ａ３見開きの形式を使い、特徴と方針の関係性を一目で理解できるレイアウトを御提案いただいたほか、方針の背景を文章で整理した方が分かりやすいといった御提案を頂きました。

また、内容は網羅的に詰め込みすぎず、ポイントを絞って方針に直結する情報に絞るべきであるという点も共有をいただいてございます。

これらを踏まえまして、事務局では、前回の表形式による整理では、各地域の特徴の有無を一覧的に比較できる利点がある一方、地域ごとの特徴を網羅することと、地域ごとの特徴の重みや傾向を比較することの双方を一つの表で表現しようとしたため、注釈が非常に多くなり、○印等だけでは記載の意図や方針との関係性が伝わりにくい構成となってしまっていったと考えました。

また、地域の特徴には地域資源として生かすべきものと、課題として対応すべきものが混在しており、これらを同一の表で整理すると項目の意味や強弱を統一的に示すことが難しいと考えました。このため、田辺委員及び髙橋委員からの御意見を参考に、Ａ３の見開きで各地域の特徴と方針を記載し、その因果関係が分かるように文章で整理する構成に変更させていただきました。

見開きの３ページ目を御参照ください。

こちらは、構成の変更に加えまして、委員の皆様との調整を経て、リード文や特徴、方針をより分かりやすい表現に修正をさせていただきました。例えば中央の図に小学校の位置を追加し、市民の皆様が地域をイメージしやすいように改善したほか、各地域の特徴につきましても、浸水想定区域や水害リスク、みどりの現状などを具体的かつ分かりやすく示し、曖昧な表現を具体的な文言に修正することで読みやすさも向上させております。

資料１の説明については、以上となります。

○須永会長

御説明ありがとうございました。

とりあえず、資料１までで一旦切りまして、この内容について審議に入りたいと思います。

これがカバーページで、これの後に、次のページ以降に各地域のまちづくり構想が、細かいものが入っているという構成になっていますので、一旦ここで全体像をつかんでいただいた上で、詳細はその後という役割分担になっているページとして見たときに、個人的には、非常に綺麗にまとまったかなというふうに思っているところでございます。

それでは、この資料１の内容につきまして、委員の皆様から御意見ですとか御質問はございますでしょうか。

特に、前回の調整会議のときで言うと、ここの表現の仕方については、鈴木委員ですとか髙橋委員の方からいろいろ御意見を頂いた部分になろうかと思いますが、お二方とも、この内容であればということでよろしいですか。

ほかの委員の皆様も含めまして、御意見なり御質問、ありましたらお受けしたいと思いますが、いかがですか。

浪江委員、お願いします。

○浪江委員

中身というよりは、体裁の話なのですが、各方針に安心とか暮らしのカテゴリーが割り振ってあると思うのですが、これの凡例みたいなのをこのページに記載をされる予定なのか、その前のページの目次というかそういったものに記載をされるのか、ちょっとその点の整理を伺えればと思います。

○須永会長

お願いします。

○事務局・古瀬まちづくり推進課主幹兼課長補佐

御質問いただきありがとうございます。

御指摘いただきました凡例についてですけれども、今、見開きで御確認いただいた「地域別まちづくり構想」の空きスペースに入れさせていただければと考えております。よろしくお願いします。

○須永会長

そうですね。おっしゃるとおりで、記号で書かれているのですが、もちろん、皆さん読んでいらっしゃる中でお分かりの部分もあろうかと思いますが、初めてこのページだけを見た人にも親切な表現になった方が適切だと思いますので、凡例については、空いているところに適切に入れていただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。

髙橋委員、お願いします。

○髙橋（邦）臨時委員

前回の資料と比べると、数段素晴らしくていいなと思っています。中身ではないのですが、見た目ですが、前回、自宅の方に送っていただいたこの資料、色を見るとあんまり色の区別が付かないのですよ。西部と南部の色合いがよく分からなくて、今回の資料を見ると多少分かるのですが、ここのところは、あれですかね。それと四角く、こういうふうに書いてあって南部というところは、これは、色を付けようとしているのかなと。何かその辺のバランス、全体的な色のバランスが、もうちょっと見やすくできないかなと思いました。

○須永会長

ありがとうございます。

これは、事務局いかがですか。お願いします。

○事務局・古瀬まちづくり推進課主幹兼課長補佐

すみません。配付の資料と今回のものも、ちょっとまだコントラストがはっきりしていないということで、大変申し訳ございませんでした。こちらにつきましては、本番の際には、もう少し見やすくなるように、まず色の工夫は、濃さ、濃淡については、もっとはっきりさせるようにいたします。この白い枠についても、こちらも改善できるように調整いたします。

以上でございます。

○須永会長

よろしいでしょうか。

これは、実際、最終的には製本の御予定ですよね。製本されるということになると多分、家庭用のプリンターよりは、かなり綺麗には印刷できると思うのですが、とは言え、見分けが付かないという仕上がりになってしまうと余り意味がないと思いますので、御指摘を踏まえた形で、最終の印

刷物についてもきちんと見分けが付くレベルなのかどうか、色校正等をお願いできればと思っています。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

では、最後にもう１回戻る時間を取りたいと思いますので、次のところに進んでまいりたいと思います。

次は、資料の２から４、参考資料１、２の説明になるかと思います。

基本的には、今日の委員の皆様は前回も資料を見ていらっしゃいますし、内容については、おおむね頭に入っていらっしゃる状況だと思いますので、このボリュームの多い資料を手短に説明をお願いいたします。

○事務局・古瀬まちづくり推進課主幹兼課長補佐

それでは、資料２から４及び参考資料１、２について、一括で御説明いたします。

始めに、資料２を御覧ください。

まず、前回調整会議で頂いた指標設定全体に対する御意見でございますが、こちら四角い点線の中に記載してございます。これらを踏まえまして、評価指標の見直しの方針につきましては、この１ページ目の下半分ですね、こちらの方に四つの基本方針として掲げさせていただきました。

まず、一つ目は「つながりが分かりやすい指標体系とする」。こちらにつきましては、指標のつながりが分かりにくいという御指摘を多く頂いていたことから、今回の見直しでは、取組の柱ごとに対応した進捗管理指標を設定いたしまして、「将来目標指標」や「市民満足度指標」との関係性を明確に示すことに努めました。

ここで、資料２の３ページ目を御覧いただければと思います。

こちらの「進捗管理指標」を御覧いただければと思うのですが、「メイン指標」と「サブ指標」という形で分類してございます。「メイン指標」につきましては、都市計画部門が責任を持って継続的に管理できる数値、例えば防災や避難路の整備など、そういったものに設定してございます。一方で、「サブ指標」につきましては、他部局が管理するものや市民ニーズが高い項目など、直接の管理が難しい指標も含みますけれども、補足的に継続的な監視、評価を行うものとしております。

また、指標間のひも付きを分かりやすくため、メイン指標、サブ指標を色分けしたり、それぞれの進捗管理指標はどの取組の柱に関連するか、番号を付けて明示をさせていただいております。

続きまして、また１ページにお戻りいただきまして、「②成果と取組状況を測る指標を区別して整理する」、こちらについて御説明いたします。

今回の指標体系では、将来目標指標を社会や暮らしの中でどのような変化が生じたかを測るアウトカム指標として位置付けてございます。一方で、進捗管理指標は、何をどれだけ実施したかを測

るアウトプット指標とし、具体的な施策や取組の実施状況、進捗を図る役割を果たしております。このようにアウトカム指標とアウトプット指標を明確に区別することで、それぞれ指標の役割や機能が一目で分かるようにしてございます。

続きまして、「③都市計画部門として責任を持って管理できる指標を中心に設定する」について御説明いたします。

先ほど、メイン指標及びサブ指標の説明でも触れさせていただきましたが、評価指標の中核をなすメイン指標につきましては、原則、都市計画部門が主体的に数値を把握し、継続的に進捗管理を行えるものと位置付けております。一方で、都市計画部門のみで管理が難しい指標につきましても、その指標が施策の実現に不可欠であると考える場合には、サブ指標として取り入れております。

続きまして、「④アンケートやデータ収集による評価に加え、継続的に市民の皆様との対話の機会を設ける」についてでございます。

評価の信頼性と実効性を高めるためには、定量的な指標や市民アンケートの結果だけではなく、地域特有の課題や特定の市民層の声も適正に把握することも重要であるとの貴重な御意見を頂いたことから、多様な意見やニーズを反映した評価体制を構築しております。

具体的には、特定のテーマに関連する対象者を絞ったアンケート調査や、デジタルツールを活用した意見収集、ワークショップの開催など多角的かつ具体的な課題把握に努めてまいります。

これらを踏まえまして、２ページ目の「将来目標指標と進捗管理指標の設定の考え方」にあるとおり、評価指標の目的及び内容を整理いたしました。

こちらにつきましても、指標説明部分が各テーマの評価指標検討部分に対して確認がしやすいよう、説明部分と指標部分の色の濃淡を統一することや、指標間のつながりやまとまりが分かるように縦に破線を入れたり、視線誘導を行うなどの工夫を施してございます。また、進捗管理指標が将来目標指標の向上に寄与している、向上した将来目標指標が市民満足度指標の向上に貢献していることが分かるよう、三角矢印を配置するなど、ビジュアル面でも分かりやすいよう改良を加えさせていただいてございます。

「評価の方法」につきましては、各指標ごとに目標設定やデータ取得方法、評価のタイミングを明確にし、継続的にまちづくりの成果と進捗を把握できる体制を整えております。

「市民満足度指標」は、長期目標として２０年後を目指しております。１０年後を中間点にし、５年ごとに評価を実施します。

「将来目標指標」も同様に、２０年後を目標に５年ごとに現況値と進捗を確認いたします。

「進捗管理指標」は、５年後の到達目標を設定して毎年データを取得し、継続的に状況を監視し

ます。

なお、「将来目標指標」には、現況値及び目標値を設定している一方、サブ指標には定量的な目標値は設けてございません。「将来目標指標」の目標値ですけれども、経済社会動向等の不確実性が大きいことから、現時点での設定が難しく、現況値の把握を重視してまいります。

さらに、地域別や対象者限定のアンケート調査、地域別サロンの開催、デジタルツールの活用を通じて、地域ごとの課題や特定の市民層のニーズも継続的に収集してまいります。これにより、数値だけでなく、地域の声や個別課題も的確に把握し、実態に即したまちづくりの改善につなげてまいります。

また、前回調整会議後の意見聴取におきまして、将来目標指標と進捗管理指標の設定理由などを冊子に掲載してほしいという御依頼も多く頂いたことから、サブ指標についても詳細の設定理由を掲載したＡ３の資料３「評価指標の設定理由」、こちらを巻末資料に追加し、掲載するようにしてございます。

それでは、続きまして３ページ目の各テーマごとの評価指標の検討について、まとめて御説明いたします。

まず、事前の意見聴取段階で御意見を頂いた皆様に対し、個別にヒアリングを実施させていただきました。このヒアリングを通じまして、それぞれの御意見やニーズを把握し、その内容を踏まえて評価指標をまとめることができました。ありがとうございました。

既に説明をしていますとおり、各テーマの全ての取組の柱に対応するよう進捗管理指標を設定しておりまして、その設定理由等については、先ほどの資料３に掲載してございます。

「にぎわい・活力」及び「私らしい暮らし」の指標の一部には、今年度調査予定のものがございます。これらの調査の指標については、今年度中に新たに調査を実施いたします。

また、「にぎわい・活力」の指標のうち、「①にぎわいと活力のある駅前拠点をつくる」の進捗管理指標のメイン指標及び「③地域資源を生かして活力を創出する」の将来目標指標及び進捗管理指標、こちらにつきましては、大変申し訳ございません。本資料印刷後に全庁に照会を掛けていたのですが、印刷後に回答の再確認、精査等が必要であることが判明いたしまして、そのため、後日改めて掲載した数字の修正を行い、完了後通知をさせていただければと思いますので、御了承くださいますようお願いいたします。

なお、委員の皆様から頂いた御意見につきましては、参考資料１「【調整会議後に修正した資料案】に対するご意見とその対応」、参考資料２といたしまして、「調整会議当日資料に対するご意見とその対応」をそれぞれまとめさせていただいております。

それでは、個別のテーマごとに意見が多かった指標を中心に、概要を説明させていただければと

思います。

まず、「安全・安心」につきましては、「防災上のリスクについて分かりやすく説明をしてほしい」「避難所に接続する下水道管路の耐震化を重視する理由」「ベンチなど災害時の備えについて具体例を追記してほしい」など多くの御指摘がございました。これを踏まえまして、高リスク地域面積の市内比率の明示、下水道管路の耐震化に限定した理由、かまどベンチなど災害設備の設置状況などを指標の設定理由に盛り込みました。

次に、「自然・環境」につきましては、「温室効果ガス排出量の削減目標」「緑地面積に関する資料の整合性」などについて議論がございました。これを踏まえまして、温室効果ガス排出量の削減目標については、２０１３年度比と明確化したほか、緑地面積に関する指標につきましては、公共空間の緑被地面積として範囲を限定し、減少の理由の説明を補ったほか、ニンジンの収穫体験など地域特性を生かした環境活動例も具体的に挙げてございます。

次に、「快適な移動」につきましては、公共交通の利用状況で「市内循環バスのルート数などについて」「道路センサスの補足説明が必要」「ルート数より合計延長の方が良いのではないか」といった御意見がございました。これらにつきましては、分かりづらいキーワードは、巻末の用語集に解説を掲載することや、ルートの延長が増えると営業経費の上昇や運行頻度の低下につながる可能性もあるため、進捗管理指標として、市内循環バスのルート数を採用させていただいております。

次に、「にぎわい・活力」につきましては、「商工関連イベントの実施件数」や、駅周辺の乗降者数に関し、「乗り換え利用者は計測から除外した方がいい」などの御意見がありました。これにつきましては、乗り換え場所を避けた計測に配慮することを方針として示してございます。

最後に、「私らしい暮らし」の評価指標についてでございますが、「生活サービス施設の定義」であったり、「インクルーシブの観点の重視」などについて意見がございました。これらにつきましては、生活サービス施設の定義を注釈として追記したほか、インクルーシブに配慮した公園整備を進めることとして指標を見直しております。

各テーマごとの評価指標については、以上でございます。

続きまして、資料４を御覧いただければと思います。

こちら、「第５章の構成案」について御説明をさせていただきます。

第５章は、先ほど説明した評価指標等が含まれる章でございます。構成は、これまでの都市計画審議会においてお示しをしておりましたが、田辺委員から御指摘を頂きまして、より分かりやすく伝わるよう構成を再整理させていただきました。

読み手の理解を考慮させていただきまして、以下の順序へと変更しております。

まず、「１多様な主体と“協働”によるまちづくり」「２将来像の実現に向けた推進方策」「３取組

の評価と進行管理」。この入替えによりまして、戦略的な推進方策を確認した後に、それらを評価管理する仕組みを理解いただける構成となり、一層分かりやすくなったと考えております。さらに、新たに１５ページ目に「（３）まちづくり手法の持続的な深化」という項目を追加させていただいております。この項目では、市民による主体的なまちづくりを支援するための手法について、まちづくり関連条例等の継続的な検討と深化を推進していく旨を記載しております。

以上の整理追加により、第５章は構成の流れが明確となり、より分かりやすい内容となったと考えております。

資料２から資料４及び参考資料１、２の説明については、以上となります。

○須永会長

御説明ありがとうございました。

それでは、説明が終了いたしましたので、審議に入りたいと思います。大きく二つ話があって、一つは、評価指標に関するところ、それからもう一つが、第５章に相当する部分。こちらの方の二つの内容に分かれていますので、それぞれちょっと切り離した形で審議をしてまいりたいと思います。

最初に、資料２と資料３を中心とした評価指標について、前回からかなり御意見を踏まえて変えていただいているところですが、改めて見ていただきまして、お気付きの点や御意見、御質問等を頂ければと思います。いかがでしょうか。

森部委員、お願いします。

○森部臨時委員

前回の調整会議の後にメールで送らせていただいた意見というかお願い、参考資料２についてふんだんにほぼ取り入れていただいていて、とても読みやすいのと、一市民が見てもとても分かりやすくなったなと思って、とても感動しました。ありがとうございます。

具体的な数値が入っていることとか、注釈が単語だけだと、とても分かりにくい難しい文言がたくさんあったのですが、きちんと注釈で説明してくださっていたり、あと、①②とかリードしてくださるような目線誘導があったりと、本当に市民に寄り添ったものになってきていて感謝です。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

今、森部委員からおっしゃっていただいたことと私も同意見で、かなり市民の方にとって読みやすいものに更新していただけたなというふうに思っております。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

この間、かなり丁寧にやり取りしていただいているので、かなり完成度が高くなっているので、これでおおむね良かろうというのが、多くの皆様の御意見かなというふうに思います。

では、先に第５章の方に入りまして、その間に、もし、今まだちょっとまとめきれなかったなというような御意見がありましたら、まとめていただきつつ、議論としては、「第５章の構成案」の方に入りたいと思います。資料４を中心とした御説明ですけれども、こちらについて御意見、御質問等ございますでしょうか。

田中委員、お願いいたします。

○田中委員

ここまで丁寧にまとめていただいて、事務局の皆さん御苦労様でした。お疲れ様でした。

私の方から、ちょっと９ページ目で確認したいことがありまして、以前の、昨年度になるのですが、進捗管理指標の取扱いについて、確か５年ごとに見直すみたいなイメージを、私、ちょっと受け取っていて、今回のこれを見ると、その話が言及されていないので、もし、達成したら、その指標はもう達成済みとするとか、前回そういうようなお話だったので、もしローリングするのであれば、そういうようなこともちょっと言及しておいた方がいいかなと思いました。

○須永会長

ありがとうございます。

今の御質問、御意見について事務局の方、いかがでしょうか。

どうぞ。

○事務局・山﨑都市建設部長

御指摘ありがとうございます。

確かに、９ページの方に、５年後の見直しについて記載をしていなかったというところでございますので、御指摘いただいたとおり、こちらのページに、５年後にきちんと見直しをしつつ、次の進捗管理、どうしていくかというのをきちんと考えますというふうに記載させていただきたいと考えております。

一応、１０ページ以降の各テーマごとのところにつきましては、進捗管理指標は、令和１２年度を目標年度とするというところでは、それぞれのページの中盤ぐらいのところに一応記載はさせていただいておりますが、確かにその後のお話を記載しておりませんでしたので、今後、このページにも、きちんと次の５年後に次の指標と目標を考えていきますということは記載させていただこうと考えております。ありがとうございます。

○須永会長

ありがとうございます。

今の御回答で田中委員、よろしいですか。ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

今の指標の話ですけれども、今日の資料２とかの中にも、この表が、８ページとか９ページに入っている表が入っていますけれども、最終的な都市計画マスタープランの冊子としては、この表が入るのは５章だけということでよろしいですか。分かりました。

であれば、ここでその評価の仕方を説明するときに、田中委員がおっしゃったような地点更新的な、５年たったときにどうするかというような要素も入れておいていただけると、そごがないかなと思います。よろしくお願いします。

ほか、御意見いかがでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

「計画の推進に向けて」で、入替えだとか、それから最後の１５ページの「まちづくり手法の持続的な深化」ということで入れていただいたのは、とても良いかなというふうに思います。

特に、評価指標にどうしても入れられない部分として、まちづくり、元々都市計画の手法ということで、ページで言うと最初の方の３ページ、４ページ、５ページ。ここら辺がいろいろな手法がありますよという記載があって、一般的には、区域区分、市街化区域、市街化調整区域だとか用途地域だとか、都市計画マスタープランがそれを補足するような仕組みとして今まで動いてはいるわけですけれども、それにしても手法がまだまだちゃんと整っているわけではなくて、例えば調整区域の開発が進んでしまったり、あるいは、開発に関しても５００平方メートルというような縛りがあって、小規模なものに関しては、規制がなかなかできないというようなこともあり、また、流域抑制、いわゆる水が大量に流れていかないように地下に浸透させるような仕組みをまちの中に作っていかなければいけないだとか、そういうことに関しても、もう少し都市計画上の条例なり整備をしていくという必要があるということで、そういった検討を今後もしていただきたいという部分を、最低年に１回は報告をするという形で、ちょっとお茶を濁したような形ですけれども、どちらにしても、今後都市計画審議会の中で、これは報告も含めてされるということで、報告だけではなくて、やはり一緒に検討していくという、都市計画審議会もそこにちゃんとかんで、検討にも関わっていくという形で勉強会もやっていただきたいなというのが一つお願いしたいのと。

あと、１６ページの一番最後の部分、「市民と共有する場」という部分に関しては、ちょっとやはり寂しいものがあるので、この部分に関しては、もうちょっと本当は何か、もう少し具体化する表現ができなかったかなという、その部分だけがちょっと気になります。

○須永会長

ありがとうございます。

ただいまの御意見について、事務局の方からいかがですか。

お願いします。

○事務局・山﨑都市建設部長

御質問及び御指摘ありがとうございます。

まず、１点目のまちづくりに関する条例についての今後の審議というか検討の方向につきましては、一応、ここに記載させていただいているとおり、「まちづくりに関する条例等について庁内で検討します。」ということで、最低年に１回程度は、きちんと庁内の関係部署を集めた上で検討させていただきたいと考えております。その上で、都市計画審議会という場とは限らないとは思うのですが、我々庁内の職員以外の皆様の御意見も踏まえるような形を取れるように、その体制作りということからまずは始めていければと思っておりますので、その辺り、ちょっとまた御意見を伺えればと思っております。

２点目の１６ページの「市民と共有する場」につきましては、確かに、この今の表現ですと市民に周知とＰＲをしますということだけで、ちょっと終わってしまっていたところなのですが、資料２の２ページにも記載させていただきましたとおり、地域別サロン等につきまして、今後５年に１回の見直しのタイミングを含めて持続的に開催していきたいと考えておりますので、その辺り、追記させていただければと考えております。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

田辺委員、今のお答えでよろしいですか。

はい、分かりました。ありがとうございます。

ここからは、資料２から４の先ほど議論した評価指標の話、それから資料１ですね。「５つの地域の整理」のところも含めて、議案第１号全体を通じての審議としたいと思います。

この議案第１号全体につきまして、御質問ですとか御意見等はございますでしょうか。

髙橋委員、お願いします。

○髙橋（邦）臨時委員

資料４の１２ページ、将来目標指標、それと進捗管理指標があるのですが、進捗管理指標のところを見ると、「現況値」と「目標値」が書かれていて、目標値が少しでも現況より上がっている分には、余りそれが多いか少ないかの差であっていいのですが、同じものがあるんですよね。１２ページの右側、メイン指標「市内循環バス及びわくわくワゴン等のルート数」、これが現状が「６」で、

目標値も「６」。数字だけ見ると、何もしなくてもいいのかというふうに見えてしまうので、何かちょっとコメントなりを入れておいた方がいいかなと。下のところを見ると、「市内循環バスやわくわくワゴン等のルート数の維持は、公共交通利用圏域の人口カバー率の増加につながる」としっかり書いてあるのに、上だけ数字だけ見ると、現況と目標値が同じという、何もしなくてもいいのいう感じに見えてしまうので、何かコメントを、現状維持をすることが最低限必要なんだという、そこを何か訴えておいた方がいいのではないかな。ほかにも、同じように現況と目標が同じものが幾つかあるので、ちょっとコメントを入れておいた方が、市民の方も分かりやすいかなと思いました。

○須永会長

ありがとうございます。

資料全体を見ると、やはり今より良くなる目標の部分と、それから今と同じ水準の目標になっているものがありますよね。これは、もちろん良いものを増やしていくというのは、すごく大事というか積極的にやっていけばいいのですが、逆に放っておくと減っていくものを食い止めるというニュアンスの指標も当然あると思うんですよね。そういうところについては、今御指摘いただいたように、この書き方だけだとそのままなんだみたいな読まれ方をされてしまうのは、御懸念としてはよく分かって、そうすると、このまま放っておいたら減ってしまいそうなものを食い止めるというニュアンスでの現況値と同じ目標値にしている部分は、例えば「６ルートを維持」とかですね、そこの文字を足すだけでも見え方が随分違うのかなというふうに思いました。ちょっと私の考えも挟んで、事務局いかがでしょうか。

○事務局・山﨑都市建設部長

御指摘と須永先生からの御提案ということで、ありがとうございます。

確かに、ここの部分、６ルートから６ルートにしますだけでは、何もしないんですかみたいな形になってしまうことかなと思いますので、こちらにつきましては、やはり、公共交通ネットワークの維持をするということが大事ですというところで、現況値と目標値、これからも公共交通の維持ということが難しくなる中でも、６ルートをきちんと維持していきますということで、目標値として掲げさせていただきました。ただ一方で、今の御懸念は、お二人の御意見等をきちっと承りまして、須永先生から御提案いただきましたように「６ルートを維持」とさせていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか、

○須永会長

私のでは、一応「維持」なので、もし、それが書けるのならいいですけど、「維持」がちょっと強いということもあるかもしれないので、そこはちょっと事務局の中で揉んでいただいて、どんな表現なら書けるかというバランスを取っていただければといいと思います。

いずれにしても、単なる目標ということでなく、食い止めるというニュアンスで言葉として見えていれば良いかと思うので、書き方は、庁内でこれなら大丈夫というレベルの表現で、ニュアンスとしては、維持というものが読めるようなものにしていただければと思います。

○事務局・山﨑都市建設部長

ありがとうございます。

目標値なり設定理由なりで、きちんとそちらを表現できるように検討してまいりたいと思います。ありがとうございます。

○須永会長

髙橋委員、今のやり取りで大丈夫でしょうか。はい、ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

お願いします。

○星野委員

今回から参加しています星野といいます。

ちょうど今、髙橋委員から出たことと同じことを、見ていて感じていました。今、お話の説明で維持するということで良しとするという話のようですが、同じそこの欄の一番下のところ、「進捗管理指標【メイン】」と、何か文章で説明があるところには、人口カバー率と。維持すると増加につながるって、何か文章がおかしいような気がしますので、その辺はちょっと整理された方が良いのではないかなという気がします。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

今の御意見というか御質問について、事務局の方で答えられますか。

では、お願いします。

○事務局・山﨑都市建設部長

御指摘ありがとうございます。

一応、こちらの意図といたしましては、６ルートという目標の維持が大変であるというところで維持にしているのですが、ルート数を維持するだけで人口カバー率が自動的に増えるということではなく、ルートの見直しであったり運行の効率化を行いながら、カバー率の維持向上を図るというところでやっていきたいというところで、この記載をさせていただいたところではあるのですが、確かに、この文言だけをぱっと見ると、それっておかしくないということになってしまうかなと思いますので、ルート数を維持しながら効率化であったり、カバー率、維持向上のために運行の効率

化であったり、見直しをきちんとしていきますというところを記載させていただきたいと考えております。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

星野委員、今のお答えで大丈夫ですか。ありがとうございます。

ちょっと補足すると、多分、都市計画全体で言うと公共交通の便利なところに住んでもらうという人口の誘導の話も入ってきますよね。ですので、ルートをより使っていただけるように見直しをいろいろしていくという話と、公共交通の沿線のところに人を増やしていくという施策の両方の効果でもって、人口が増えていくんだと思うんです。人口カバー率ということなので、ここに書いてある内容自体は、そんなにおかしなことではないと思うのですが、読みやすい形に、御提案があったような形で直していただければよろしいかと思います。ありがとうございます。

それでは、ほかにいかがでしょうか。

先に、田辺委員お願いします。

○田辺委員

８ページの評価の「市民満足度指標」ですけれども、これは、もう少し具体的に、例えば年に１回、どういう母数でどういった調査の仕方をすると。それが、またほかの例えば総合計画だとか、そういうものとリンクした形でやれるのかとかもありますけれども、モニターだとかいろんな手法があると思うのですが、もう少し具体的に、どれぐらいの人数の母数でこれを調査するんだと。いつ頃それがされるのかということも含めて、何か具体的に例示できないか、それは、一括して全て同じ時期にやるのかどうかも含めてですけれども。

○須永会長

ありがとうございます。

今の御質問について、事務局お願いします。

○事務局・山﨑都市建設部長

御質問ありがとうございます。

一応、市民満足度指標等につきましては、市政モニターアンケートを使いまして実施することを想定しております。一応、今年度きちんと調査をしながら進めていきたいとは考えておりますが、今後の目標の管理につきましては、９ページに記載させていただきましたとおり、市民アンケートを実施しながら、評価は一応１０年後とさせていただきますが、少なくとも５年ごとには確認をするという形で進めさせていただければと思います。

多分、田辺委員の御提案としては、１年ごとにきちんと測るべきという御指摘なのかなと。

○田辺委員

そういうことよりも、アンケートの母数が一体幾つでやっているのかということもあるのでね、どういった人たちを対象にするとか、あるいは、年代ごとに分けるとかいろいろな手法は、やり出せばかなりきりがないと思いますけれども。

○事務局・山﨑都市建設部長

ありがとうございます。

基本的には、市政モニターアンケートが、その年度ごとにモニターの数とかも変わってくるとは思いますので、きちんとその年度の母数であったり、どういう方が答えてくれたというところは、巻末の資料なりで示したいと考えております。

また、森部委員からも御指摘いただいたとおり、どこの、エリアごとのアンケートとかも今後考えておりますので、その辺りもきちんとその母数であったり、どこに、どういう方々にお測りしましたというところを記載するような形で。このページなり、巻末資料という形になるかとは思いますが、その辺りきちんと記載させていただければと思います。

以上です。

○須永会長

よろしいですか。

ありがとうございます。

では、森部委員。

○森部臨時委員

資料４の１３ページ「にぎわい・活力」と１４ページ「私らしい暮らし」について、意見ではないのですが、これからの朝霞市、「にぎわい・活力」だと、北朝霞・朝霞台駅の再開発だとかがすごく期待されていると思うのと、「私らしい暮らし」というのは、少子高齢化ですごいこれから大変な時期に差し掛かってくると思うのと、朝霞市は今、すごく家が建ったりして、いろんな多様な世帯、世代があると思っていて、このテーマ二つが、今からの朝霞市にすごく力を入れるべきポイントなのかなと個人的に思っておりまして。そんな中で、将来目標指数に今年度調査というところが３項目入っておりまして、これは、私、個人的に非常に朝霞市の市民に対する熱い思いが伝わって来たなと思って、この調査ってとても大変だと思うのですが、是非、しっかり調査していただいて、より良い朝霞市になったらいいなという意見ではなく、気持ちです。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

そうですね、ここのところは、これから調査をしてしっかりと勉強なり将来を見据えていくというところですので、力を入れてやっていただけると思いますので、それは、私自身も、ここの「私らしい暮らし」というのは、非常に大事な内容だと思いますので、是非、しっかりとした調査から将来の検討をお願いできればと思います。

それから、さっきの田辺委員のお話ですけれども、どういうアンケートを想定して実際やっていくのかの部分は、今書けるところと書けないところはあるかもしれないので、書ける、今決められる、明記、将来的にまた動いていくという部分もあろうかと思うので、書ける範囲でこういうことをやりますというのをはっきりと書いていただければいいかなというふうに思います。

ほか、最後ですがいかがでしょうか。

浪江委員、お願いします。

○浪江委員

資料４のちょっと細かなところですが、１ページ目最初の前文の３行目。今回、資料の構成が、誰がどうやって取り組むのか、その評価をどうするのかという並び順に変えたというお話がございましたが、とするとこの３行目のところが、「体制や進行管理の手法、推進方策」という順番が、前のままのバージョンかと思うので、ここは、修正をいただいた方がよろしいのかなと思っています。

具体的な中身のところで、３ページ目の大きな２番、「将来像の実現に向けた推進方策」とあって、（１）から（４）までありますけども、これは、それぞれ並列の関係性になるのか、何か理由があってこういう順番になっているのか、確認をできればと思っています。

特に（１）は、いきなり施策の活用について言及があるのですが、これは、何の意図を持って活用していくのかというのが、いまいち伝わりづらいというふうに考えております。一方で、（２）は、ほかの（１）（３）（４）に比べて、いきなり基本的な考え方というのが掲示されているので、そこのひょうそくがいまいち合っていないなという感じもお見受けします。

また、取組をこれが並列ということであれば、（３）とか例えばＰＬＡＴＥＡＵとかを使ってデジタルのまちづくりを進めていきますという趣旨だと思いますけれども、それに対して（４）が、結構ボリュームが薄いなというふうに感じていて、これも恐らく、広域の計画に当たって、多分埼玉県のある程度、調整能力というのが、今回強化されると聴いておりますので、そこら辺ももう少し踏み込みがあってもいいのかなというふうに考えたところです。

ちょっとその（１）から（４）までの整理について、もう一度伺えればと思います。

○須永会長

ありがとうございます。

今の御指摘について、事務局いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○事務局・山﨑都市建設部長

御指摘ありがとうございます。

まず、最初のリード文につきましては、御指摘のとおりだと思いますのできちんと修正させていただきます。

続いて、２番の「将来像の実現に向けた推進方策」につきましては、確かに、この内容について突発的かなと今御意見を伺いながら思ったところでございます。なので、まずは、２につきましては、最初にきちっとリード文、１の方にも最初にこれって何だというところは、きちんと書いているかと思いますので、何をもってこの将来像の実現に向けた推進方策をここの場所に記載しないといけなかったかというところについて、まずリード文を入れさせていただければと思います。その上で、１番の「多様な主体との“協働”によるまちづくり」の部分で、どういう人がどういうことを頑張っていきますということを記載させていただいた上で、２番については、どういう方法がいろいろありますよということを記載させていただいているページになっております。その方法として、（１）で今あるような、本市でも使っているような手法が、こういうことがございますという形で記載させていただきまして、（２）では、それを更に持続的に発展していくに向けて、人材確保であったり、財源の確保、ルールの検討というところは大事だよねというところで、その次のステップとして記載しております。（３）につきましては、更に発展的な内容といたしまして、最新技術をきちんと使っていきますというところで記載をさせていただいているところです。（４）につきましては、周辺の自治体であったり、県、国との連携をきちっとやっていきますというところで、先ほどの「“協働”によるまちづくり」に出てこないような方々についても、きちんと取り込んでいきますというところを記載させていただいているという流れで、今、記載させていただいているところです。

また、３番でＰＬＡＴＥＡＵというお話もありましたが、一応、ＰＬＡＴＥＡＵを朝霞市は作ってはおりまして、それの活用というところは、今ちょっとできていない状況でございますので、ちょっとここは、今の段階で記載しにいくということはまだ難しいかなと思いつつ、一応、３Ｄ都市モデルという文言は入れさせていただいているところでございます。

また、周辺自治体であったり、県、国との連携というところにつきましては、現在ちょっと薄めの記載となっておるところでございまして、こちらにつきましては、確かに今回、最後の改正といった内容においても、いろんな県との調整というか、県の主体的な役割みたいなところが記載もさ

れているようなところでございますので、ここは、更に追記となると、うちはこれまでも埼玉県といろいろな調整をさせていただきながら進めているところではございますが、少しちょっと埼玉県と、今回埼玉県土整備事務所の所長に来ていただいておりますが、少し、もうちょっと書けないかということについては、検討させていただければと思います。

以上となります。

○浪江委員

ありがとうございます。

（４）は、必ず追記してくれというわけではないので、そこは御事情に応じて判断いただければと思います。

そういう意味では、２ぽつについては、私の理解として、多分、（１）がいきなり民間に丸投げしてまちづくりをやってくれというのは難しいと思うので、多分、行政が指導をして、こういった手法を使いながらある程度道筋を立てていただくと。その上で（２）にですね、環境整備を整え次第、民間にどんどん軸足を移して、民間主導の取組をやってもらうと。その中で、よりまちづくりの高度化を図る上で（３）をやっていくといったようなステップの整備ということで、私は理解をしました。ありがとうございます。

○須永会長

ありがとうございます。

ここの意見が出ると、私もちょっとコメントを差し上げたいと思うんですけれども、（１）から（４）が並んでいて、（１）は手法なんですよね。制度で、どういうふうにやるかというやり方の話で、（２）が、書いてある内容は人とお金の話ですよね。だから、そのやること、手法、制度を実現するために、人とお金をどういうふうに準備するかという話。３番目で、もう１回手法に戻るんですよ。それで、新しい手法もこれから入れていきますという話になって、４番でもう１回改正の話になるので、ちょっと入れ子になっているかなという印象はあります。

もう一つは、（２）のタイトルがちょっと大きいんですよ。「まちづくりの持続的な発展に向けて」というのは、いろんな内容を含むんですけれども、言っていることは、人とお金の話なので、ここのタイトルが気になるなというのは、感じるところです。

ですので、今の浪江委員からおっしゃっていただいた意見と、今、私の方から申し上げたコメントを含んでいただいて、必要な範囲で修正いただければと思います。よろしくお願いいたします。

ほか、いかがでしょうか。

大貫委員、お願いします。

○大貫臨時委員

資料の１５ページのところのＰＤＣＡサイクルのところの、定期的な見直しのところをちょっと理解をもう１回、私、しておきたいのですけれども。都市計画マスタープラン、２０年後を想定していて、多分、１０年後に定期的な見直しというのを今までやってきていると思うのですが、ちょっとここの書きぶりからすると、常に、何かあったらこのマスタープランを書き換えていくよというような理解に読み取れるんですが、そういう理解でよろしいですか。社会情勢、経済状況が変わったら。

○須永会長

事務局、いかがですか。

お願いします。

○事務局・山﨑都市建設部長

御質問ありがとうございます。

御質問いただいたとおり、都市計画マスタープランにつきましては、おおむね２０年後の将来を目標としまして作成しているものではございますが、昨今のやはり社会情勢の変化というものは、著しいものかと存じておりますので、きちんと１０年なり、それ以下のペースでもきちんと見直すべきタイミングで見直すということで考えております。

以上です。

○大貫臨時委員

ありがとうございます。

○須永会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。おおむね、よろしいかなと思います。

最後、もう一つあるんですよね。報告事項の話がありますので、そちらの方、資料５を説明していただいて、改めて最終的な議論にしたいと思います。

それでは、事務局の方から資料５の説明をお願いします。

○事務局・百瀬まちづくり推進課都市計画係長

それでは、資料５について御説明をいたします。

Ａ４横版で右上に「資料５」と記載された資料です。お手元に御用意ください。

都市計画マスタープラン策定までのスケジュール案について御説明させていただきます。

本日、７月２８日ですね、審議会を開催させていただきました。本日も様々な御意見、御指摘を頂いたところでございます。今のところのお答えとして、工夫するべきところ、追記するところ、ところによっては書き換えが必要なところということで、お答えを幾つか差し上げたところでござ

います。それら修正内容につきましては、事務局としましては、修正内容を作成しまして、会長と相談及び調整の上、約１か月弱を目途として計画案について内容を固めてまいりたいと考えてございます。その後、その計画案を基に、９月の１か月間、市民コメントを実施する期間としまして、市民の皆様から御意見を募集したいと考えてございます。募集を締め切った後、１０月中を目途に、頂いた御意見に対する市からの回答ですとか修正の有無などを事務局として検討した上で、また、合わせまして庁内での最終的な調整ですとか合意を図ってまいりたいと考えてございます。

このような流れを経まして、現在のところの予定ですけれども、１１月の上旬に次回の都市計画審議会を開催させていただきたいと考えてございます。

市民コメントを踏まえた対応ですとか冊子のデザインなど、また、この間、本日頂いた修正内容の御報告、こういったものを含めまして、このタイミングで計画案に対して御了承を頂けることを目標といたしまして、その後、１２月中の完成と市民への公表を目指してまいりたい。このようなスケジュールを考えてございます。

策定までのスケジュール案につきましては、ちょっと大雑把ですけれども以上でございます。

○須永会長

ありがとうございます。

ただいま事務局から資料５の御報告がありましたが、この内容について聴いておきたいことなどがあれば、お願いします。

鈴木委員、お願いします。

○鈴木臨時委員

市民コメント、９月に１か月とあるのですが、これ、どういう形でオープンしようとしているんでしょうか。そこをお願いします。

○須永会長

事務局、お願いします。

○事務局・百瀬まちづくり推進課都市計画係長

お答えします。事務局の百瀬です。

市民コメントの方法とか募集の手法というふうに受け止めたところですけれども、基本的には、広報あさかですとかホームページとか、そういった媒体で市民にお知らせいたしまして、募集の方法は、実は、今回の都市計画マスタープランに関しましては、当時出来上がっていた第１章から第４章までの部分ということで、１回市民コメントをやった経緯がございます。これが、今年の１月の初めから２月の頭までの約１か月間ということで行いました。そのときと同じような形で、募集の方法は、多様な方法を考えておりまして、もちろん従来どおり直接提出していただくとか、メー

ルで提出していただくとか、そういったこともちろんですし、そういうふうな方法をもって募集を掛けたいというふうに考えてございます。

お知らせする、やり方と言いますか方法ですけれども、今、御議論いただいている５章とか評価指標ですね、ここを中心に頂きたいと思ってございます。今年の１月から２月の中で１章から４章まで頂いておりますので、二度目の募集というわけではなく、今まで行っていない後半の部分に御意見を頂きたい。それに合わせて、そこだけお示ししてもつながりが分かりませんので、参考までに当然１章から４章、こういった流れがあって最後の評価手法ですよ、こういうふうな取りまとめですよというのを出したいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○須永会長

ありがとうございます。

鈴木委員、いかがですか。よろしいですか。

ありがとうございます。ほか、御質問等ございますか。

では、駒牧委員お願いします。

○駒牧委員

今のコメントの件ですけれども、１月から２月に行ったコメントは、どれくらいあったとか教えていただけますか。

○須永会長

お願いします。

○事務局・百瀬まちづくり推進課都市計画係長

修正を行いまして、細かい話を申し上げますと、１月７日から２月５日まで行いまして、２９の個人だったり団体から頂いて、ちょっとすぐさま２９人、団体までは分かっているんですけど、それが何件あったかまでは、ちょっと捉えてないのですが、それくらいの方から頂いたということでございます。

○駒牧委員

いつももったいないなと思うのですが、広報とかホームページで出しても、皆さんが見る機会がなかなかなくて、もう一工夫してもっと拡大できるというか、これだけ時間を掛けてやったものを評価していただくというか、皆さんに見ていただくという機会をもうちょっと拡大できる工夫ができないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○須永会長

事務局、いかがですか。

お願いします。

○事務局・山﨑都市建設部長

御指摘ありがとうございます。

基本的には、庁内で策定しております市民コメントの実施要領に基づきながら、きちんと広報なりほかの媒体で、ホームページにて募集を図っていきたいと思います。我々、Ｉｎｓｔａｇｒａｍとかもやっておりますので、そういう媒体も踏まえまして、きちんと我々として広報ができるように示していきたいと考えております。

以上です。

○須永会長

よろしいですか、はい。

一言ちょっと申し上げたいのですが、秋のタイミングで市民コメントをされるということで、基本的には、やり方が市の中で決まってらっしゃると思うのですが、是非、多くの人の目に触れる機会を得られるような方法を工夫していただければ有り難いなと思います。

人が集まっているところに例えばブースを置いて見ていただくとかだけでも、随分変わってくると思うんですよね。お金を掛けてくれという話では全然なくて、手間を掛けて工夫をして、人の目に触れてもらうための工夫というのを模索していただきたいと思います。

○事務局・山﨑都市建設部長

ありがとうございます。

人の目に触れる工夫をということで御指摘いただきましたので、庁内にきちんとパネルを設けましたり、あとは、９月、ちょうどタウンミーティング等も予定しておりますので、その場なりで、チラシを配るであったり、そういう方法でお示しをさせていただきたいと考えております。

以上です。

○須永会長

よろしくお願いします。

○事務局・百瀬まちづくり推進課都市計画係長

すみません。１点、訂正させていただきます。事務局の百瀬です。

先ほど、１月に行ったパブリックコメント、何件ぐらいあったのかというお話で、正確な数字が出てまいりましたので申し上げます。１４人から２９件ということでございました。頂いた意見でございます。

以上でございます。

○須永会長

ありがとうございます。

今の数字を聴いてしまうと駒牧委員の御懸念がやっぱり、一段と見てもらいたいなという気持ちが強くなりますので、その辺は、事務局の方で御検討をお願いできればと思います。

ほか、いかがでしょうか。

森部委員、お願いします。

○森部臨時委員

私も駒牧委員と全く同意見だったので、ちょっと重複してしまうのですが、私の記憶が違うかもしれないのですが、前回は、カインズとかでもしたような気がするのですが、もし、それが正しければ、またそういうのはされるのかというのが１点と。

あと、先ほど会長もおっしゃられたように、９月はイベントごとがとても多いと思うので、是非、すごい大きいパネルで、ＱＲコードをどーんと各場所に置いてもらったり、市役所の総合窓口の横にどーんと、こんな大きいＱＲコードとかを、もっとアグレッシブに。何かＩｎｓｔａｇｒａｍにとどまらずに、絶対に目に入るような感じで、何か分からないけどちょっと読み込んじゃったくらいでやっていただいたら、報われるではないですけれどもうれしいです。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

事務局、いかがですか。

○事務局・山﨑都市建設部長

ありがとうございます。

前回、１月、２月のときですかね、カインズでイベントをやらせていただいたりといったところで、いろいろさせていただいたところではあるのですが、現時点ではちょっと、プラスのイベントというところは、今のところは考えていないのですが、今、御指摘いただいたように、でっかいパネルを作って庁舎の見えるところに貼るなり、皆様が目に付く工夫をさせていただきたいと考えております。

以上です。

○須永会長

よろしくお願いします。

ほか、いかがでしょうか。よろしいですかね。

このスケジュールで、今日議論を通じて、そこまで大きな抜本的な修正の御意見は頂いておりませんので、基本的には、この資料５にあるようなスケジュールに寄せる形で、１２月の完成公表、

これに向けて９月に市民コメントを受けるというような形で、進めてまいりたいと思います。

また、市民コメントを踏まえて修正等が入ると思いますので、それについては、また、皆様に都市計画審議会の場で御確認をいただくことをお願いしたいと思います。

合わせて、今日頂いた御意見を反映した形で市民コメントに臨むわけですが、ここまでの修正については、基本的に会長預かりにさせていただいて、一旦、私の方と事務局で相談をして今日の修正内容を検討し、修正結果について、一旦皆さんに見ていただきます。

○事務局・山﨑都市建設部長

市民コメントの前には、皆様にお送りする形にさせていただきます。

○須永会長

一応、基本的には、副会長からも会長に一任でいいのではないかとお声を頂きましたので、送るだけ送りますか。一応、私の方で責任を持ってまとめさせていただきまして、その結果について、市民コメントの前に皆さんに見ていただけるような形を取りたいと思います。

そこが直ってきて、もう１回皆様に御意見を頂く場があるので、そういった形で進めさせていただければと思います。

最後、議案の第１号全体につきまして、何かありましたらお聴きしたいと思いますけれども、よろしいですか。

では、以上で、議案第１号の審議を終了したいと思います。

臨時委員の皆様におかれましては、以上で、本日御審議いただく議案は終了となります。

ここで御退席いただくこともできますが、傍聴席の隣に席を用意してございますので、御移動いただいてほかの議案や報告事項を傍聴いただくこともできます。

臨時委員の皆様、ありがとうございました。

ちょっと今、ここでセッティングが若干変わると思うので、その間に会長から一言申し上げたいのですが、前回の説明会から短時間で、各委員の方々と非常に細かいコミュニケーションを取っていただけたと思います。おかげ様で、今日の審議、非常にスムーズに進みました。事務局の皆様の御尽力のたまものだと思います。会長から感謝を申し上げたいと思います。ありがとうございました。

◎３　議案第２号　朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）

○須永会長

それでは、議案第２号に入りますが、一旦退席、移動される方をお待ちしてから始めたいと思います。

では、続けてまいりたいと思います。

続きまして、議案第２号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（朝霞市決定）」について、事務局からの御説明をお願いいたします。

○事務局・鎌田みどり公園課みどり公園係主事

みどり公園課の鎌田と申します。着座にて失礼いたします。

それでは、議案第２号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」について、概要を説明いたします。

本議案は、これまで都市計画審議会の報告事項で御報告させていただきました、生産緑地地区の買取申出による変更に関するものです。お配りしている資料は、議案資料として都市計画変更図書が１ページから７ページ、参考資料はその補足資料として８ページから２２ページとなってございます。

まず、議案資料から説明いたします。これらは、都市計画法第１４条第１項の規定による資料となります。

議案資料の１ページを御覧ください。

こちらは、計画書になりまして、面積や区域の変更が９地区、廃止が３地区の計１２地区でございます。

２ページを御覧ください。

こちらは、理由書になります。この理由書は、都市計画法第１７条の規定に基づく縦覧の理由書で、変更の必要性としては、買取申出により行為制限が解除されたためでございます。

３ページ目は、総括図になります。

次のページ、４ページから７ページは、計画図となり、変更後の図面となります。詳細な位置等については、次のページ、８ページに示させていただいております。

では、参考資料の９ページを御覧ください。

こちらは、今回の変更を予定している箇所の一覧でございます。１２地区の増減の面積は、約１万２，５６０．６１平方メートル減少となり、変更後の市内全体の地区数は、３地区減少の２０８地区、面積は、約６３．４０ヘクタールから約１．２６ヘクタール減少し、約６２．１４ヘクタールとなっております。

次に、１０ページを御覧ください。

ここから２１ページまでは、各地区の概要を示しております。全て過去の審議会で報告したものになります。概要図の青色の矢印は、現況写真の撮影位置と方向を示しており、赤色に塗り潰した区域が、今回削除する部分となります。

まず、１０ページが、宮戸４丁目の第１３号生産緑地地区の概要でございます。

地図の上の右側の地区を御覧ください。農業の主たる従事者の死亡に伴い、市に買取申出がありました。こちらにつきましては、１，０００平方メートル未満であるため、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

次に、１１ページを御覧ください。三原２丁目の第３１号生産緑地地区の概要でございます。

農業の主たる従事者の死亡に伴い、市に買取申出がありました。こちらにつきましては、１，０００平方メートル未満であること、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

次に、１２ページを御覧ください。膝折町４丁目の第９７号生産緑地地区の概要でございます。

農業の主たる従事者の死亡により、市に買取申出がありました。案内図上にあります黄色の部分は、市が買取りを予定する場所になります。こちらにつきましては、道路整備課が黄色で塗り潰した区域を買収する旨、その他については、市の政策的観点及び財政状況を踏まえて、買取りに必要な費用が確保できないことから、買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

次に、１３ページを御覧ください。

膝折町４丁目の第９８号生産緑地地区の概要でございます。

農業の主たる従事者の死亡により、市に買取申出がありました。案内図上にあります黄色の部分は、市が買取りする予定の場所になります。こちらにつきましては、道路整備課が黄色で塗り潰した区域を買収する旨、その他については、市の政策的観点及び財政状況を踏まえ、買取りに必要な費用が確保できないことから、買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

次に、１４ページを御覧ください。

根岸台７丁目の第１５７号生産緑地地区の概要でございます。

農業の主たる従事者の死亡に伴い、市に買取申出がありました。こちらにつきましては、向原公園から２５０メートル以内の範囲にあること、またほかの公共施設として利用する予定がないことから、買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

次に、１５ページを御覧ください。

西原１丁目の第１９２号生産緑地地区の概要でございます。

農林漁業に従事することを不可能にさせる故障により、市に買取申出がありました。こちらにつきましては、北朝霞公園から２５０メートル以内の範囲にあること、また、ほかの公共施設として利用する予定もないことから、買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

次に、１６ページを御覧ください。

根岸台５丁目の第１９７号生産緑地地区の概要でございます。農業の主たる従事者の死亡に伴

い、市に買取申出がありました。こちらにつきましては、まぼりひがし公園から２５０メートル以内にあること、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

次に、１７ページを御覧ください。

宮戸２丁目の第１０１号生産緑地地区の概要でございます。

農業の主たる従事者の死亡に伴い、市に買取申出がありました。こちらにつきましては、宮戸公園から２５０メートル以内の範囲にあること、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨を地権者へ通知いたしました。

次に、１８ページを御覧ください。

宮戸２丁目の第２０４号生産緑地地区の概要でございます。

農業の主たる従事者の死亡に伴い、市に買取申出がありました。こちらにつきましては、面積が１，０００平方メートル未満であること、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから買い取らない旨を地権者へ通知いたしました。

次に、１９ページを御覧ください。

根岸台２丁目の第２１５号生産緑地地区の概要でございます。

農業の主たる従事者の死亡に伴い、市に買取申出がありました。こちらにつきましては、接道状況が公共施設用地等に適していないことから、買い取らない旨を地権者へ通知いたしました。

次に、２０ページを御覧ください。

根岸台７丁目の第２２２号生産緑地地区の概要でございます。

農業の主たる従事者の死亡により、市に買取申出がありました。案内図上にあります黄色の部分が、市が買取りする予定の場所となります。これにつきましては、道路整備課が黄色で塗り潰した区域を買収する旨、その他については、向原公園から２５０メートル以内の範囲にあること、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

次に、２１ページを御覧ください。

溝沼３丁目の第２６２号生産緑地地区の概要でございます。

農業の主たる従事者の死亡に伴い、市に買取申出がありました。こちらにつきましては、面積が１，０００平方メートル未満であること、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨を地権者へ通知いたしました。

また、紹介させていただいた１０ページから２１ページまでの生産緑地地区につきましては、農業委員会に農業従事者への生産緑地地区買取りのあっせんを依頼しましたが、全て買取りの希望は

ない旨の回答がございました。

次に、２２ページを御覧ください。

こちらは、生産緑地地区の変更に関する経緯の概要でございます。

生産緑地地区の変更について、令和８年４月２４日に埼玉県知事へ協議を申立て、５月１日付けで異存がない旨の回答を頂きました。変更案の縦覧は、５月７日に案の縦覧をする旨を告示し、５月８日から２１日までの２週間、案を縦覧いたしました。なお、案の縦覧は、市の広報及びホームページで周知しております。縦覧の結果、縦覧者は０名でございました。

今後の予定でございますが、本日の都市計画審議会での審議を経て、都市計画変更の告示を行う予定でございます。

以上で、議案第２号、朝霞都市計画生産緑地地区の変更についての説明を終了いたします。

○須永会長

御説明ありがとうございました。

議案の説明が終了しましたので、これより審議に入りたいと思います。

本件につきまして、御意見、御質問等ございますでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

９ページに「変更箇所一覧」がありますけれども、一つは、この１年で、６万平方メートルの元々の面積が、１万２，０００平方メートル減少するということで、４万７，０００平方メートルという非常に大きな農地が、生産緑地が変更というか実質上減ってしまうということですけども、これは、毎年こういうことになるとは私は思わないんですけれども、どういう要因で、今年この１年でこういうことになったのかを、まず説明していただけますか。

○須永会長

事務局、いかがですか。

お願いします。

○事務局・七里みどり公園課長

主な要因といたしましては、地権者である農業の主たる従事者が死亡やあとは、故障によって面積が減ったものと捉えております。

以上です。

○田辺委員

この勢いでいくと、生産緑地が６万平方メートルから、一挙にこの１年で１万２，０００平方メートル減るという。こういうことが、毎年毎年、そういう傾向にあるんだという、そういうふうに

受け止められるかなと思うんですけども。その勢いでいくと、もう数年後にはなくなってしまうということにもなりかねない。そういうことはないんだということも含めて、まず、生産緑地の多分切り替えの時期であったかなと。それが終わって今、来ているかなと思って。そこら辺のちょっと状況を教えてください。

○須永会長

どうぞ。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

今回、まず議案に上げています削除の件数が、例年に比べて多くなっております。大きな理由の一つといたしまして、昨年度までみどりの基本計画を改定し、今年の３月に改定したところなのですが、その計画に生産緑地のその時点の面積を記載する都合上、都市計画の変更、生産緑地の削除というのを今回に先送りした箇所もございまして、今回件数が多くなっている。それに付随して、削除の面積も多くなっているというのが、理由の一つとしてあります。

以上です。

○田辺委員

ですから、このまま数年後にはなくなってしまうということは、ないのかどうか。今のこの勢いでいったら、毎年１万平方メートル減っていきますよということになりかねない。それで、市としていいのかどうかも含めてですけれども。生産緑地法の元々の主旨として、いわゆる市街化区域内の農地を、都市農地を残すという市の一つの目的として、また、みどりの基本計画上にもそれは記載されているんでしょうから、その点、この勢いでいったら大変なことになるかなと思うんですけれども。

○須永会長

事務局、お願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

今回、変更前と変更後の面積で約１万２，５６０平方メートル減っているということで、今回の対象地区の全面積が６万３１４平方メートル、それが、今回の対象地区に限り、増減を集計したところ、約１万２，０００平方メートル減るというところなのですが、市内全体で見ますと、その下の表に書かれていますとおり、６３．４０ヘクタールが６２．１４ヘクタールに変わってるということになりますので。傾向として、このままいくとすぐに全てがなくなるというところまでは捉えていないところです。

以上です。

○田辺委員

一つは、市街化区域内の農地を、生産緑地であったものを、一応、まず市の方に買取申出があるという、これは一番メリットがあって、これは買取申出だけではなく、借上げということに関して、以前も言ったつもりですけれども、その点に関しては、何か前進、議論も含めて、あるいは、提案の仕方として、そういうことができないのかどうか。これ種地としてもう少し、１，０００平方メートルを切っているからという理由で全て却下というか、あとは、公園に隣接してるということを理由にして、あるいは、公共施設の予定がないということを理由にしていますけれども、地域の中にもっと公共施設が必要な地域が、この中にもかなりあると思うので、本来は。ただ、今回削除される、廃止される部分が１，０００平方メートルに満たないようなところであっても、種地として取っておいて、もう少し広いところを公共施設用地として、今後は使っていくという可能性もないことはないと思うので。その点、押さえておかないと、ただただ開発にそのまま委ねてしまうということで。このやり方を続けていっていいのかどうか。

本当に市街化区域内の公的な用地として利用できる地域がどんどん減ってきているので、そこは、やはりしっかり押さえておかないと。借りるなりの手法も含めて押さえておかないとまずいのではないかと思いますけれども。

○須永会長

はい、お願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

まず、制度上の話をしますと、生産緑地、大部分は相続が発生したことによって買取申出が出されるわけですが、相続人の方が、土地利用を考えているケースがあるというところで、買い取らない旨を通知した後に、そこから借上げの交渉を進めるというところまで至らないというケースが、過半数ございます。

あと、庁内の関係各課に公共施設の買取希望、照会を掛けているのですが、それに当たって、買取希望がない場合について、希望がないけど、借上げということに対しての希望というのは、今、照会していないので、それは、今後庁内に、買取り希望はないけど、今後、何か予定があって、とりあえず借りるという希望があるかという照会は、同時照会することはできますので、そちらを検討させていただきたいと思います。

以上です。

○田辺委員

何箇所か道路用地として、拡幅用地としているところがありますけれども、その辺のそれぞれの平米単価をちょっと教えていただきたい。

○須永会長

では、お願いします。

○事務局・深澤都市建設部次長兼道路整備課長

道路整備課になります。

すみません、資料の方に買取予定と入っているのですが、実はということもないのですが、すみません。買取りの申出はしたのですが、歩道の。今のところ、土地所有者から直接買取りということには至っていなくて、現在、開発事業の方が、構想届も出てきていて、今のところ、その事業者に開発、整備した上で帰属をお願いしますという協議をしているという状況でございます。

○田辺委員

帰属すると、ただでもらえると。帰属だから。

○事務局・深澤都市建設部次長兼道路整備課長

すみません。帰属がかなえば、協議が整えば帰属いただくという形になるので、言い方があれなのですが、ただなんですが、事業者の方でそれは難しいということになれば、整備がかなわないということになってしまいます。

○田辺委員

そうじゃないところもあったのではないですか。根岸台とか。

○事務局・深澤都市建設部次長兼道路整備課長

すみません。根岸台の方につきましては、ここは道路拡幅というよりは、元々民地を道路で使っていたようなところだったのですが、そこを、今回のちょっと開発に絡めてというか、そこは、今、話は進められているかなというところで。すみません、ちょっと今、買収の単価の方は、申し上げられません。手元に資料がございませんで、そちらお答えできなくて申し訳ございません。

○須永会長

では、先に事務局から回答いただけますか。

○事務局・鎌田みどり公園課みどり公園係主事

買取り希望の単価なんですけれども、道路用地として、買収の交渉をした１２ページの第９７号が、所有者からの希望が１平方メートル当たり２５万円で、その次の１３ページ、第９８号につきましては、一応買取り希望が１平方メートル当たり２５万円です。最後に、２０ページの第２２２号は、所有者からの買取希望の明確な価格はありませんでした。

以上です。

○田辺委員

すみません。農業委員会の会長がいらっしゃるけど、この生産緑地に絡む議論なり、そういう場が、この後になるのかな。農地法上の部分に関しては。この備考欄に、農業委員会関係のものも、

ちょっと記載をしておいていただけないかなと。それ以外の備考として、ちょっと。我々は、報告として例えば去年の１０月だとか１２月だとか、あるいは、今年の３月だったり、そういう形で報告されたものが、今回一括して出てきているかなと思うんですね。それでも前よりは、前進はしていますけれども、頂いているこの写真を見ても、もう既に家が建ってしまっているということも含めて、やはりちょっと今更都市計画決定ですかという、その生産緑地の一応変更というのが、今日、ここで決まりますという。だけど、既に家は建っていますよという、そういうことに関して、だからそれを少しフォローするものとして、事前に報告をするという形で、この間は改善されたのは間違いないのですが、それにしても、もうちょっと流れとして、どういう流れでこの間、来たのかというのが、ちゃんと記録として残るような形でお願いはしたいなというふうに思います。

○須永会長

事務局、いかがですか。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

今後の資料の作成に向けて、分かりやすいように、内部で検討させていただきたいと思います。

以上です。

○須永会長

よろしいですか。

一旦、では、ほかの方に行きましょうか。

ほかに御意見ありますでしょうか。

では、お願いします。

○前田委員

今、田辺委員が市街化区域の農地が少なくなっていくというのは、この数字を見て分かるのですが、例えばさっき農業委員会の方に照会して、例えば近隣の農家の人が買うとか、そういうケースもあるわけですよね。

○高橋（隆）委員

農家の方に、一応全員には、朝霞市内の農家の方には案内はしております。ただ、買取りというのは、ほとんどない。

○前田委員

それで、私の知ってる限りでは、農家の人が農地を買うというのは、多分、５反以上かな。５反以上持っていないと農地を買えないとか、そういう規定というのは。

○高橋（隆）委員

そういう決まりもありますけど。

○前田委員

だから買えないのかなっていうね。今、専業農家というのは、朝霞には、本当に農家だけしている人は、私が知っているのは１軒か２軒ぐらいしかいないというふうに聴いているんですけど、そういう人たちは、５反ぐらい持っていれば、要するに農地を買えるとか、朝霞市じゃなくても他市の人が土地を買えるという、そういう話も聴いているんですけれども、そういう意味で５反以上持っていなければ買えないというのであれば、そういうふうに減っていくしかないのかなと。買えなければね。そういうふうに今、理解したのですが。

以上でございます。

○高橋（隆）委員

市街化調整区域であれば、３条申請で、他市の方が水田だったようなところだから、当然、価格も安いわけですよね。それは、買いに来られる方は何人かいらっしゃいます。ただし、市街化区域の生産緑地は、農家の方で経営体とかで今までなっています。

○須永会長

ありがとうございます。

ほか、いかがですか。

○田原委員

１６ページのまぼりひがし公園の近くの農地ですが、これは、写真の位置がこの矢印を見ると、道路左側にあるのかなと思うのですが、写真が右側なので、これは合っているかどうかをちょっと聴きたいのですが。それは、別にどうでもいいと言えばいいのですが、この真ん中がなくなると、農地と農地が離れますよね。これ多分、小規模の面積の農地を守るために、つないでつないでトータルの平米で保全をしていこうというふうな考えだと思うのですが。こんな感じで一つ売りに出ると、土地と土地が離れたりとか、１７ページを見るともっと離れていたりだとか、そういうふうな場所がいっぱいあってですね、これは何か明確な基準があったのかどうか、前にも聴いたことがあるかもしれないのですが、御教示いただければと思います。

○須永会長

お願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

ありがとうございます。

まず、１点目の矢印の方向ですけれども、これは、資料が誤っております。大変失礼いたしました。正確には、地図上の南東側から矢印を指していただいて、その方向から写真を撮影しております。大変失礼いたしました。

次に、今回の部分、買取申出部分が削除された場合ですけれども、面積の基準といたしましては、１団で３００平方メートルというのが、生産緑地に指定される基準となります。例えば今回のケースで買取申出部分と接している部分が、今回は、３００平方メートルを超えているのですが、例えば５０平方メートルだった場合は、今回の買取申出部分が削除された場合は、道連れ解除という扱いになりますので、そのような面積の基準がございます。

以上です。

○田原委員

ありがとうございます。残った部分について面積が狭い場合は、道連れになるというのは分かるのですが、こんな感じでいくと、要は、どことでもつなげられちゃうんじゃないかなという。そこの何か決まりがあるのかどうかということを聴きたいのですが、いかがでしょうか。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

ありがとうございます。

一応、新たに指定する際に３００平方メートルを超えている場合、超えていて既存の生産緑地と接していない場合につきましては、新規の地区として指定するという方法を取っております。御懸念のとおり、接している、つなげられるから全部同じ地区にしてしまうという現象が考えられるというところもあるので、基本的に単独で地区に指定できる部分につきましては、新たに地区を設けているという扱いになります。

以上です。

○田原委員

ありがとうございます。

またちょっと別の質問なんですけど、先ほどの田辺委員の質問にありました、買取りは、庁内でも検討した結果、買取りはできないと。だけれども、借りる場合というか、そういうふうな聴き方もできるというふうなことだったので、ちょっと聴きたいのですが、地権者としては、元々買い取ってほしいという話じゃないですか。多分、それは背景にいろんな理由があると思うんですよね。例えば相続であれば、相続税の問題であるとか、そういったことがあると思うんですけども、そういったときに、もし、買いはできないけれども、借りたいというふうになったときの、これまでの何か交渉の例とかはあるんでしょうか。地権者がどういうふうな感じなのか。

要は、農地としては、多分なくなるんでしょうね、そうしたら。市民農園とかいろんな、要は、緑地保全という意味でやる方法は、たくさんもしかしたら考えたらあるのかもしれませんけれども、それは、多分いろんな委員会があるので、ここでの話ではないんだと思うんですが、そういう例があるのかどうか。

○須永会長

事務局、お願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

ありがとうございます。

一応、買取りの希望を伺う際に、借りるかどうかという希望を今まで取っていないものですから、一応、借りたいですという交渉をした過去の事例はない状況でございます。

以上です。

○須永会長

よろしいですか。

では、お願いします。

○田原委員

もし、そういうふうなことを、多分順序とすれば買取申出があって、農業委員会に諮って、市も検討してという順番のどこに入れればいいのか分かりませんけれども、買取申出以外にも、柔軟に地権者としては考えているみたいなことが、もし取れるのであれば。市としても、農地の保全に限らず、多分、地域によっては、公園が足りないけれども、お金がないから、買えないからというので買い取れないという判断をするケースも出てくるんじゃないかなというふうに思ったら、借りられるというふうになれば、市としても、多分、選択肢が増えるんじゃないかなと思ったんですよね。当然、借りる以上は、その更に次の相続が発生したときのことまで考えて、買取り情報を付けるのかとか、そういう話も出てくると思うんですけれども、そういうふうな選択肢を広げるという意味では、すごい有用じゃないかなと思って、今、お話を聴いていて思ったのですが、いかがでしょうか。

○須永会長

御回答お願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

ありがとうございます。

先ほども話したとおり、関係各課に照会を掛けて買取り希望の有無を照会している状況なのですが、その際、現時点では買わないけれども借りる希望があるというところまで、関係各課に照会を併せて掛けたいと思います。

以上です。

○田原委員

ありがとうございます。

関係各課にという話ではなくて、地権者にです。

○須永会長

お願いします。

○事務局・七里みどり公園課長

基本的に、庁内に買取り希望で今まで調査を我々掛けていますけれども、一つの案として、借りるという案につきましても、まず課内で揉んで、今後庁内の方にそういう選択肢もありますよという、制度をまず確認しなければいけませんので、当然、そういうやり方もありますので、やるときには、地権者の方とお話をさせていただきたいと思います。

○須永会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

はい、お願いします。

○田辺委員

もう１点だけちょっと。宮戸２丁目と根岸台５丁目、いわゆる地区計画を立てているところですけれども、公共施設の計画がないとおっしゃるけれども、確かに、根岸台５丁目は、まぼりの公園が一応できてきてますけれども、宮戸２丁目に関しては、児童遊園しかないわけですね。そういったところに、本来だったら市の公共施設はあって全然おかしくない地域だと思うんですよ、宮戸の２丁目、公園はありますけど、できましたけれども、いわゆる地区計画を立てて、暫定調整区域、かつての旧暫定調整区域で地区計画を立てている地域に関して、本来だったら、都市施設をそこにちゃんと置いておかなければいけなかったかなと思うのですが、公園しか元々予定していなかった根岸台５丁目と、宮戸２丁目は児童遊園しかないわけですよ。それも借りているのかな、あそこは。もらったのか買ったのか、分からないですが、どちらにしても、そういうところを本当は、都市計画マスタープランも今回やっているわけですけども、もう少し都市施設をそういう地域にちゃんと配置するということに関しては、上の方と調整もしていただきながら、まちづくりとして非常に重要な部分だと思うので、この生産緑地を、ただ１，０００平方メートルないからだとか、あるいは、近くに公園があるからだとかというその理由だけで、簡単にそのまま民間に委ねるというのは、非常に残念な結果だなと思うので、そこは、ちょっと少し反省も加えていただきたいなと。お願いします。

○須永会長

どなたがお答えになりますか、これ。

お願いします。

○事務局・山﨑都市建設部長

御意見ありがとうございます。

これまでの生産緑地の買取申出について、庁内に買取りの希望はありますかというところで、単にメールを投げているだけだったというところは、反省しているところでございます。

これからにつきましては、先ほどから申し上げているとおり、買取りでなく借上げだったらどうですかというふうに聞いてみたり、あとは、ファシリティ・マネジメント推進室でいろいろな公共施設について考えているところでございますので、その辺りの議論も踏まえながら、きちんと土地の利用として、どういうことが適切なのかというところを全庁で考えているところでございますので、その辺りも踏まえながら引き続き検討させていただければと思っております。

以上です。

○須永会長

ありがとうございます。

今の御回答でよろしいですか。

そのほか、いかがでしょうか。

浪江委員、お願いします。

○浪江委員

素朴な疑問なので、教えていただければと思うのですが。

例えばこの資料の中にも、公園の隣接地が買取り希望があったところとかもあったと思います。また、１６ページとかも、まぼりひがし公園の向かい側が、買取り希望があったと思います。この買取り希望のあった、例えばまぼりひがし公園で言えば、真ん中の赤い土地ではなくて、右側の土地だったら買い取りますみたいな交渉をされているのかどうかとか。あるいは、そういう地続きになれば、例えば公園の敷地を広げて、Ｐａｒｋ－ＰＦＩをかませて、新しい機能をそこに付随させてあげるとか、そういうまちづくりの観点からも検討されているのかどうかという点を伺えればと思います。

○須永会長

お願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

御意見ありがとうございます。

隣接している生産緑地だから、既存の公園を拡張するために用地取得を試みるということは、現在までやっていないというところです。というのも、都市公園の中でもいろいろ種類がありまして、その中で一番小さい規模の公園を街区公園というのですが、一応、街区公園の誘致距離が２５

０メートルというふうに定められておりまして、その公園の２５０メートル以内であれば、買い取らないという、内部の基準がありまして、それに基づいているところだからというのが理由でございます。

○浪江委員

それは、例えばこの１６ページのまぼりひがし公園のところの例で言えば、今の赤いところではなく右側の方を買い取ります、例えばこっちだったら買い取りますと。ここを買い取れば、まぼりひがし公園と地続きで大きなまぼりひがし大公園みたいのができるというわけですね。そうすると、一つの公園として一体的に管理活用ができる可能性があるのではないかというふうに市民としては思うわけなんですけれども、そこら辺の御判断というのは、市としてはどういうふうにされているのでしょうか。

○須永会長

はい、お願いします。

○事務局・七里みどり公園課長

例えば、資料１６ページのまぼりひがし公園につきましては、この近くにもう一つ、まぼりみなみ公園というのもございまして、元々ここは、根岸台５丁目の区画整理事業で整備した公園になっております。こちらにつきましては、その区画整理事業の計画の中で、こういう公園を作りましょうという形でできておりますので、ここの公園の赤枠、接している部分の赤枠の部分については、買い取る予定はございませんが、例えばほかの公園、違う公園で、現在ある公園のすぐ脇が買取申出がもしあった場合につきましては、当然、例えば公園を拡張するような検討の方を今後進めて行きたいと思っております。

以上です。

○浪江委員

はい、分かりました。その中で、当然農地だといろんなところに市内でもあると思うんですけれども、例えばそれこそ市街化調整区域の農地とかは、なかなかやっぱり人がアクセスしづらいので、野放図に公園化しても、余り活用が見込めないのかなと思う一方、例えば駅近とかバス停近くとか、学校とか幼稚園、保育園とかの接する公園って、やっぱり活用ニーズというか、人が集まりやすい場所かなと思っていて、そうすると、そこって例えばＰａｒｋ－ＰＦＩを入れて、例えば駐車場なのかカフェなのか分かりませんけど、そういう種銭が確保できるような仕組みを入れてあげれば、何か理想的な公園ができるのではないかなというふうに考えたところでございますので、何か機会があれば、そういった手法も検討されると良いのではないかなというふうに思います。

○須永会長

お願いします。

○事務局・七里みどり公園課長

ありがとうございます。今後、市の公園整備の際には、そういうＰａｒｋ－ＰＦＩというのも活用していきたいというふうに考えておりますので、今後、買取りがありましたら、そういう視点からも検討して行きたいと思っております。

以上です。

○須永会長

よろしいでしょうか。

ほか、いかがでしょうか。

では、髙堀委員、お願いします。

○髙堀委員

１点だけ確認したいのですけども。例えば、この１６ページの例で見ると、３か所、赤枠で囲まれていて、真ん中のところだけ農地を売却するということなのですが、これは、真ん中だけを売却すれば、いわゆる恐らく相続税の支払いがこれに充当されるという、そういう理解でよろしいのでしょうか。

○須永会長

事務局、いかがですか。

お願いします。

○事務局・七里みどり公園課長

恐らくでございますが、例えば黒いぽつでつながっているところの地権者は、同じ方だと思います。買取りの希望を出されたということは、原因としては、その方が亡くなられてしまったので、これは想定でございますけども、もしかしたら、相続税のそういうお金に充てるということも考えられると思います。

○髙堀委員

ありがとうございます。

とすると、ここは売却して、そういう支払いの可能性があって、残っている都市農地というのはあるわけですよね。これはその後、どなたかが営農されるという理解でよろしいのでしょうか。

○須永会長

お願いします。

○事務局・七里みどり公園課長

基本的には、その亡くなられた方の、通常でいうと多分、お子さんなどが、引き続き農業に従事

するという形になります。

以上です。

○須永会長

髙堀委員、お願いします。

○髙堀委員

そうすると、どなたかが後継者がいて営農を続けられるということであれば、相続税は免除されるという理解なのですが。だから、そこで相続税というのが発生してしまって、一部の農地を売却せざるを得ないというのは、何か情報はありますか、そのところは。農地であれば、都市農地の相続で、農地を相続してそのまま後継者の方が営農されるというのであれば、相続税は発生しないはずなんですね、そこは。にもかかわらず、売却の申出が出ているというのは、どういった理由があるのかお伺いします。

○高橋（隆）委員

各農家の事情によるとは思うんですけど、なぜ真ん中を売却して、両サイドだけ都市農地をやるっていうと、そのほかに何か、地形的に必要なことがあったのか、そこのところはちょっと。

○事務局・鎌田みどり公園課みどり公園係主事

ありがとうございます。

納税猶予を受けられている農地や納税猶予を受けていない農地があると思うのですが、納税猶予を受けている農地で、そのまま相続人の方が営農されるという形になれば、納税は猶予されるという形になると思うんですけれども、納税猶予自体を受けてない農地だと、やはりおっしゃっていたように、それを売却して相続税に充てるということも可能性としては考えられます。

以上です。

○髙堀委員

ありがとうございます。

○須永会長

ちょっと今日の今の話は、一応、公式にどういうのが正しいのかというのは整理しておいていただけますか。事務局の方でそれをまとめていただければと思います。

ほか、いかがでしょうか。おおむね、よろしいですかね。

本件は、諮問事項でございますので、御意見がほぼ出尽くしたということでございましたら、採決の方に移ってまいりたいと思います。

議案第２号につきまして、原案のとおり決することに異議はございませんでしょうか。

（異議なし、の声）

異議なしの御発声を頂いております。つきましては、全会一致で異議なしとさせていただきます。よって、議案第２号は原案のとおり決しました。

それでは、以上をもちまして、議案第２号を終了したいと思います。

◎４　その他　報告事項第１号　朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）

○須永会長

続きまして、次第でいいますと「その他（報告事項）」がございます。

「報告事項第１号　朝霞都市計画生産緑地地区の変更について（経過報告）」の御説明をお願いいたします。

○事務局・鎌田みどり公園課みどり公園係主事

ありがとうございます。それでは、報告事項第１号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更（経過報告）」について、御報告いたします。

資料１ページを御覧ください。

今回の報告事項は、現在、手続を進めております、第２６３号生産緑地地区の買取申出による変更に関するものです。

赤枠の生産緑地地区の区域を示し、赤色が今回、買取申出があった場所になります。

農業の主たる従事者の死亡により、令和８年３月３１日付けで生産緑地地区の買取申出がございました。これに対し市は、青葉台公園から２５０メートル以内の範囲に当たること、また、ほかの公共施設としても利用する予定がないことから、買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

次に、資料の２ページを御覧ください。

溝沼６丁目の第８６号生産緑地地区の買取申出による変更に関するものです。

農業の主たる従事者の死亡により、令和８年３月３１日付けで生産緑地地区の買取申出がございました。これに対し市は、中道公園から２５０メートル以内の範囲にあること、また、ほかの公共施設として利用する予定がないことから、買い取らない旨を地権者に通知いたしました。

２６３号と８６号に関しましては、令和８年４月１３日付けで農業委員会に農業従事者への生産緑地地区買取りのあっせんを依頼しましたが、買取りの希望はない旨の回答がございました。

今後の予定といたしましては、あっせんの希望がない場合は、生産緑地法第１４条の規定に基づき、生産緑地地区内における行為制限の解除がされ、生産緑地地区の変更若しくは廃止をすることになります。

以上で、報告事項第１号「朝霞都市計画生産緑地地区の変更について」、報告を終わらせていただきます。

○須永会長

御説明ありがとうございます。

本件は報告事項でございます。事務局から報告ありましたが、この件について、聴いておきたいことなどあればお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

田中委員、お願いします。

○田中委員

ちょっと１点、教えてもらいたいのですが。

今回、この報告事項が、今日みたいな都市計画の変更を掛けるタイミングというのは、いつぐらいになるのでしょうか。

○須永会長

事務局、お願いします。

○事務局・伊藤みどり公園課みどり公園係主事

現在のところ、その都市計画、今回の報告事項の箇所に関しまして、都市計画変更の明確な時期というのは未定でございます。おおむね、半年から１年。買取申出日から半年から１年以内に、都市計画変更を行っているというのが、朝霞市の流れでございます。

○須永会長

ありがとうございます。

ほか、いかがでしょうか。

田辺委員、お願いします。

○田辺委員

この行為制限解除日が記載されて、６月もう既に過ぎているわけですけれども、これと都市計画審議会の設定のどちらを先にすべきかなという、そこら辺に関してどういう御見解なのかをお伺いします。

○須永会長

お願いします。

○事務局・鎌田みどり公園課みどり公園係主事

行為制限の解除日に関しましては、買取申出があった日の３か月経過してから行為制限が解除されるという形になっておりますので、都市計画審議会の日付に合わせてということが難しい状況にございます。

○田辺委員

結局、今日のやつでも家がもう既に建ってますというような、今後、先ほど田中委員がおっしゃ

ったみたいに都市計画審議会を開いたときにはもう既に家が建っていますとか、そういうことっていうのは今後も有り得るので、そこら辺、行為制限を解除したら売ることができるという、民間に売ることができるということになってしまっているんで、そこら辺、市が何か条例なり何なりで少しその制限を伸ばすとか、基本的には多分できないでしょうから、そういう中ではやっぱり少なくても順序的に行為制限解除前にやっておかないと本当はまずいのではないのかなと思っているのですけれども。

○須永会長

はい、お願いします。

○事務局・山﨑都市建設部長

御指摘ありがとうございます。

今回の都市計画審議会については、都市計画マスタープランという大きなものもあったということで、本日の設定とさせていただきました。

今後に関しましては、都市計画審議会で諮るべきことが様々ございますが、その中で、きちんとしたタイミングで、きちんと報告なり諮問をできるように庁内というか、部内の話なんですけれども、部内の中できちんと調整をさせていただきまして、適切なタイミングで御報告できるように努めてまいりたいと考えております。以上です。

○須永会長

ありがとうございます。よろしいでしょうか。

今の話ですけど、ずっとこの間やっぱり同じ問題が出ていて、家が建った後に都市計画決定の変更が入るわけですよね。で、手順としては間違ってはいないのだと思うんですけれども、やっぱり議論する側からすると釈然としない部分があるというのは、委員の皆様の御発言のとおりだと思います。少なくとも、何らかの都市計画審議会からの意見の表明が、買取制限解除の前にできるのが望ましいと思いますので、その辺りのところは、少しスケジュール感を整えてもらうと有り難いかなと思います。

ほか、いかがでしょうか。おおむねよろしいですかね。

では、報告事項の第１号については、以上としたいと思います。

本日の内容全体を通じて何か最後ございますか。特になければ、事務局の方にお伺いしますが、事務局から連絡事項等ございますか。

○事務局・山﨑都市建設部長

現在のところ特にございませんが、都市計画マスタープランの策定のスケジュールにつきましては、先ほど資料５で御説明したとおりを想定しておりましたが、具体的なスケジュールにおきまし

ては、都度都度御相談の上、御報告いたしたいと思いますので、今後とも御協力のほど、どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

○須永会長

はい。ありがとうございます。

では、本日の議事は全て済みましたので、進行を事務局にお返しいたします。

◎５　閉会

○事務局・百瀬まちづくり推進課都市計画係長

須永会長、審議会の進行をいただきまして、誠にありがとうございました。

それでは、長時間ありがとうございました。

以上をもちまして、令和８年度第１回朝霞市都市計画審議会を閉会いたします。

委員の皆様におかれましても議事進行に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。